

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black;">その他（都市計画税）</span>		
見直し項目名	日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	日本郵便株式会社が所有する日本郵政公社が行った出資に係る土地、建物及び償却資産のうち日本郵便株式会社法第4条第1項（第3号及び第5号を除く。）、第2項又は第3項に規定する業務の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。		
関係条文	<span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                     地方税法附則第15条第23項、地方税法施行令附則第11条第26項                      日本郵便株式会社法第4条第1項（第3号及び第5号を除く。）、第2項、第3項                 </span>		
増収見込額	[平年度]      +2,380      ( ▲ 2,380 ) [改正増減収額]      —      (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	本措置は、平成19年10月の郵政民営化実施に伴い創設された暫定的な措置であるところ、令和2年3月31日をもって適用期限が到来するに当たり、その後の延長について当事者である日本郵政株式会社から要望がなかったことから、適用期限をもって廃止することとする。		